

医療給付申請時に必要な書類について
 (小児慢性特定疾病・自立支援育成医療・未熟児養育医療・結核療育給付)

個人番号制度の導入に伴い法律が改正されたため、各種医療給付制度の申請の際に個人番号が必要となります。申請の際に必要な個人番号関係書類は以下のとおりです。

<申請者（医療保険の被保険者等）が申請を行う際に必要なもの>

「個人番号の確認」、「身元の確認」をさせていただきますので、以下の必要書類をお持ちください。

		個人番号の確認	身元の確認
必要 書類	個人番号カード をお持ちの方	個人番号カード（1枚で両方の確認ができます。）	
	個人番号カード をお持ちでない 方	下記のうち1点 ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し ・住民票記載事項証明書	下記のうち1点 ・運転免許証 ・パスポート（旅券） ・写真付き身分証明書（学生証、社員証等） ----- もしくは ----- 下記のうち2点 ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・写真なし身分証明書（学生証、社員証等）

※未熟児養育医療と結核療育給付の申請においては、上記に加えて同一世帯者の個人番号確認書類も必要となります。

<代理人（医療保険の被保険者等 以外の方）が申請を行う際に必要なもの>

※ 書類上の申請者(医療保険の被保険者等)でない方(母、祖父、祖母、児童本人等)が窓口で書類提出する場合

「代理権の確認」、「代理人の身元確認」、「申請者の番号確認」をさせていただきますので、それぞれ以下の必要書類をお持ちください。

	代理権の確認	代理人の身元確認	申請者の番号確認
必要 書類	下記のうち1点 ・戸籍（親権者の場合） ・委任状 ・妊婦本人しか持ちえない書類（個人番号カード、健康保険証等）	下記のうち1点 ・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート（旅券） ・写真付き身分証明書（学生証、社員証等） ----- もしくは ----- 下記のうちいずれか2点 ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・写真なし身分証明書（学生証、社員証等）	下記のうち1点 ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し ・住民票記載事項証明書

※未熟児養育医療と結核療育給付の申請においては、上記に加えて同一世帯者の個人番号確認書類も必要となります。